

議案第42号

町田市教育委員会感謝状の贈呈に関する要綱の一部改正について

上記の議案を提出する。

2022年3月4日提出  
町田市教育委員会  
教育長 坂本 修一

(提案理由説明)

本件は、感謝状の贈呈の適用除外になる者の要件を整備するため、改正するものです。

別紙のとおり、町田市教育委員会感謝状の贈呈に関する要綱を一部改正したい。  
なお、改正の概要は、次のとおりです。

1 改正理由

感謝状の贈呈の適用除外になる者の要件を整備するため、改正するものです。

2 改正内容

感謝状の贈呈の適用除外となる者から免職以外の懲戒処分を受けたものを削ります。(第4関係)

3 施行期日

2022年3月4日から施行します。

町田市教育委員会感謝状の贈呈に関する要綱の一部を改正する要綱

町田市教育委員会感謝状の贈呈に関する要綱（2013年12月13日施行）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>第4 適用除外</p> <p>第3の規定にかかわらず、次に掲げるいずれかに該当する者に対しては、感謝状の贈呈は行わないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第3第3号又は第4号に該当する者であつて、<u>懲戒によりその職を免ぜられたもの</u></p> <p>(3) 略</p> | <p>第4 適用除外</p> <p>第3の規定にかかわらず、次に掲げるいずれかに該当する者に対しては、感謝状の贈呈は行わないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第3第3号又は第4号に該当する者であつて、<u>懲戒処分を受けたもの</u></p> <p>(3) 略</p> |

附 則

この要綱は、2022年3月4日から施行する。